

福岡医発第513号(地)

平成21年6月8日

久留米 医師会長
小郡三井 医師会長
大川三瀧 医師会長 殿
浮 羽 医師会長

福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公 印 省 略)

モデル市町村における薬剤費削減可能額通知事業について
(ジェネリック医薬品使用促進事業)

ジェネリック医薬品の使用促進につきましては、現在、医療費適正化の観点から国をあげて強力に推し進められており、各保険者が目標達成に向けて様々な方策で事業を展開しております。

平成21年2月19日付けで、福岡県保健医療介護部薬務課より、国民健康保険被保険者に対する薬剤費削減可能額通知事業について、久留米市でモデル事業を実施したいとの依頼がありました。これは、従来の医療費通知に加えて、薬剤費削減額が高いと思われる方を抽出して、患者さんに現在処方されている先発医薬品をジェネリック医薬品に変更した場合の薬剤費削減効果金額を直接通知するという事業であります。(別紙1参照)

本会といたしましては、ジェネリック医薬品の使用促進事業により生じる問題点等を指摘し、県薬務課と幾度に渡る交渉を重ね、医療現場に混乱を招くことのないよう、モデル事業の内容が単なる医療費抑制策に傾かないよう訴えてきました。また、被保険者に通知される薬剤費削減効果を「金額(円)」ではなく、「割合(%)」で表現することなど申し入れ、事業内容の変更を提案しております。

その結果、本会第8回全理事会(平成21年6月4日)において、本事業の実施について別紙2の内容の骨子で協力することを承認いたしました。

つきましては、本モデル事業の今後の実施について、関係医師会に対し行政より協力依頼がありますので、貴医師会のご理解並びに関係会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本会といたしましては、ジェネリック医薬品使用促進事業において、医師の処方権・裁量権が犯されないよう又患者の利益が損なわれることのないよう、医師会としての意見をしっかりと主張しながら対応してまいる所存でありますので、今後とも貴職のご支援ご協力方よろしくお願い申し上げます。

平成21年2月19日
保健医療介護部薬務課

薬剤費削減可能額通知事業を行うモデル市町村への助成
(ジェネリック医薬品使用促進事業)

1 概要

本県が取り組んでいるジェネリック医薬品（GE）使用促進事業の一環として、平成21年度に、国民健康保険被保険者に対する薬剤費削減可能額通知事業を行うモデル市町村に対して助成を行う。

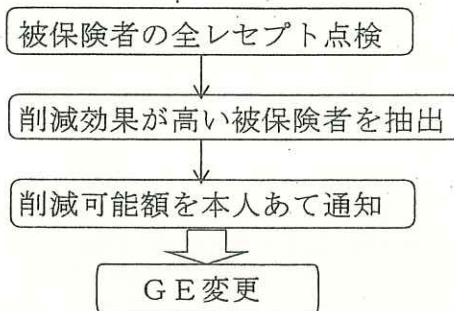
2 実施主体等

実施主体は市町村。

県は、当該事業に係る経費について、モデル市町村に1/2補助を行う。

3 通知事業概要

- ・実施期間：平成21年度の1年間
- ・通知対象者：国保被保険者のうち、医療機関・薬局から交付されている薬をGEに変えた場合に、薬剤費削減額が高い者
- ・事業フロー：



・通知文書例

ジェネリック 一郎△△様

平成17年10月処方分
をジェネリック医薬品に切り替えた
場合の削減可能額は

最大で

3,784 円

ジェネリック医薬品使用促進のお知らせ

総務・番号 1001・123456789
種別 〇 本人

過去の処方実績(平成17年10月分)		ジェネリック医薬品情報	
医療機関・薬局区分	お薬代 (3割負担)	左記お薬代から削減 可能な金額	
調剤薬局	6,353	1,840	～ 1,943
病院	3,532	1,129	～ 1,841
合 計	9,885	2,969	～ 3,784

この明細について/使い方

本明細では、過去あなたに処方された医薬品と、同一成分のジェネリック医薬品を参考までにご紹介いたします。ジェネリック医薬品への切り替えについては、まず医師にジェネリック医薬品の代替処方をお願いし、薬剤師にこの明細をご持参の上、ご相談ください。

過去の処方実績(平成17年10月分)				今後の処方例(ジェネリック医薬品情報)			
医療機関・薬局区分	薬名	数量	単位	お薬代 (3割負担)	左記お薬代から削減 可能な金額	ジェネリック医薬品名	削減率(%)
調剤薬局	プレゲール錠50mg	121.8	錠	2,189	1,474 ～ 1,577	〇〇〇錠 ×××錠 △△△錠 〇〇〇錠 ×××錠	〇〇製薬 ××製薬 △△製薬 〇〇製薬 ××製薬
	ブランドル錠20mg	18.8	錠	188	111 ～ 111		
	スプレントール錠5mg	39.4	錠	709	255 ～ 255		
	その他(ジェネリックなし)			2,344			
	その他(ジェネリック処方分)			942			
	医療機関合計			6,353	1,840 ～ 1,943		
病院	リボバス錠5 5mg	149.8	錠	1,348	399 ～ 489	〇〇〇錠	〇〇製薬

〒123-4567

0000000121*

A市××××12-34-56

□□□□マンション1234号室

国保 一郎様

この通知書の送付を希望されない方は、お手数ですが
A市保険年金課（電話0123-45-0789）
までご連絡ください。

12345678

0000000121*

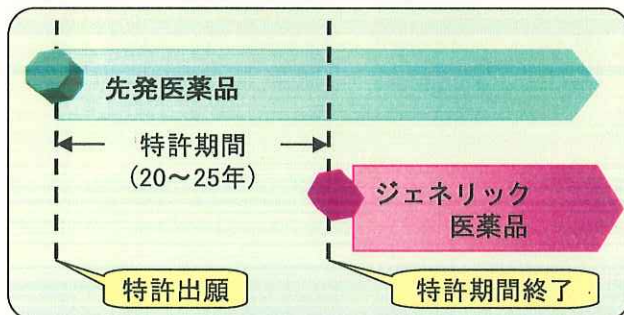
A市保険年金課

〒123-4567

A市〇〇1丁目2-23

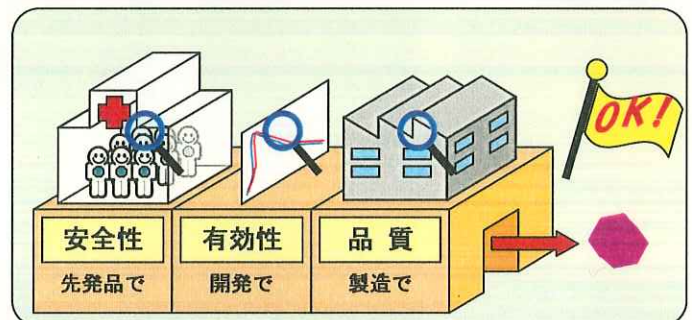
ジェネリック医薬品のご案内です。

「ジェネリック医薬品」ってなに？



ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、先に開発された薬（先発医薬品）の特許期間終了後に他のメーカーが、同じ有効成分・同じ効き目として申請し、国が承認した医薬品です。

「ジェネリック医薬品」の効果や品質は大丈夫？

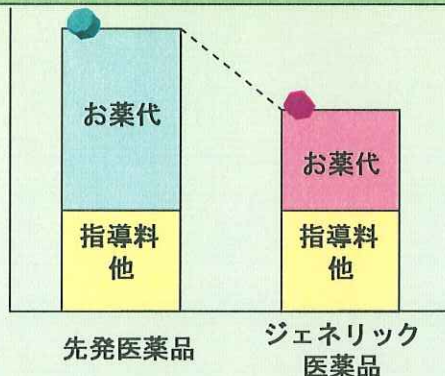


ジェネリック医薬品の安全性は、同じ有効成分を持つ先発医薬品が医療現場で長年使用されており、十分確認されています。

その他、ジェネリック医薬品ができるまでには、厳しい基準をいくつもクリアする必要があり、常に医薬品の安全性・有効性・品質は確保されています。

「ジェネリック医薬品」はどうして安いのか？

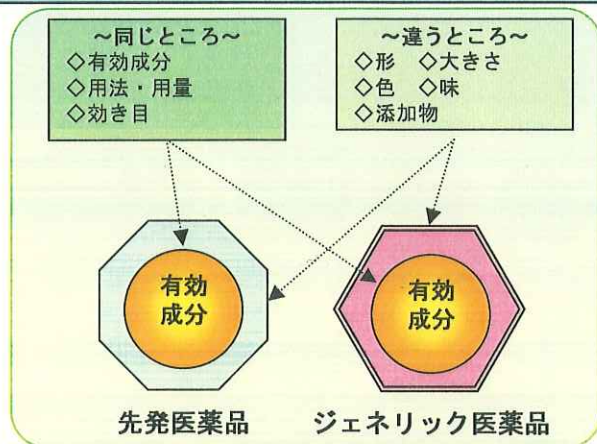
薬局の窓口で支払う金額 =
(お薬代 + 情報提供料・管理料等)
× (1割、2割又は3割)



先発医薬品は、病気の治療に有効な新規物質を探し、動物での試験やヒトでの臨床試験等さまざまな過程を経て、その安全性や有効性を確認した上で承認されます。この開発には、長い歳月と巨額の開発費がかかります。

一方、ジェネリック医薬品は、先発医薬品で既に有効性や安全性が十分確認された有効成分を利用しているので、開発に必要な期間や経費を大幅に抑えることができます。このため、ジェネリック医薬品の公定価格（薬価）は、先発医薬品の約2～7割の価格に設定され、安くなるのです。

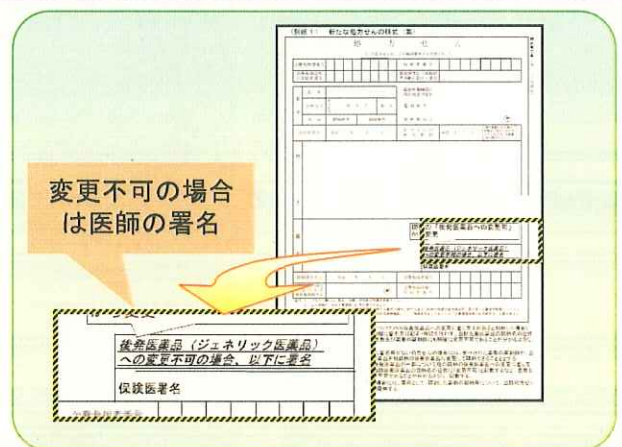
「ジェネリック医薬品」にはどのような工夫があるの？



一部には、味やにおい、大きさを改良し、より飲みやすいものにした、安定性を向上し、より扱いやすいものにするなどの独自の工夫を加えた製品もあります。また、外観等が先発医薬品と異なる場合があります。

1つの先発医薬品に対し、たくさんのジェネリック医薬品が発売されていることもあるので、その中から自分にあったお薬を選ぶことができます。

「ジェネリック医薬品」を使うにはどうしたらいいの？



ジェネリック医薬品の使用については、医師・薬剤師にご相談ください。

医師は、ジェネリック医薬品への変更ができないと判断した場合には、処方せんに署名等をする必要があります。備考欄に医師の署名等がなければ、薬局で薬剤師に相談の上、ジェネリック医薬品に変更することができません。

ジェネリック医薬品に変更してもらえない場合がありますか？

！先発医薬品によっては、ジェネリック医薬品が発売されていない場合があります。

！病気や体質によっては、医師の判断により、先発医薬品からジェネリック医薬品に変更できないことがあります。

！医療機関や薬局により、取り扱っているジェネリック医薬品が異なります。

！薬局に在庫がないとき、お薬を用意するのに時間がかかることがあります。

⇒ 先発医薬品の特許期間が終了し、ジェネリック医薬品が発売されるまで、お待ちください。

⇒ 先発医薬品でのみ、認められている効能・効果があるため、ジェネリック医薬品を利用できない場合があります。

⇒ 各医療機関・薬局では、それぞれの選定基準等により医薬品を採用（在庫）しています。

⇒ 入手に時間がかかる場合、次回から使用する旨を伝えておけば、事前に用意してもらえます。

あなたの薬剤費に関するお知らせです。

平成21年〇月に薬局であなたに処方された医薬品

薬の名称	「お薬代」 (3割負担)	ジェネリック医薬品に切り替えることで 削減できる「お薬代」の割合
〇〇〇〇	※ 3,300円	約 30% (※以外の全ての医薬品をジェネリック医薬品に 切り替えた場合の割合です)
□□□□		
△△△△		
××××		

※ ジェネリック医薬品が販売されていない医薬品です

- (1) この「お薬代」とは、お薬にかかった金額です。薬局での支払金額には、技術料、指導料等が含まれています。なお、国や市町村から医療補助を受けている場合には、実際の支払金額と異なる場合があります。
- (2) 実際に支払った「お薬代」に対して、本書発行時点でジェネリック医薬品として承認されている品目に全てを切り替えた場合、どの程度の「お薬代」を削減できるかを紹介しています。同じジェネリック医薬品でも複数ある場合があるので、金額の削減割合にも幅があります。
- (3) 上記に記載されている医薬品には、がんその他の特殊疾患に使用されるお薬、短期処方のお薬などについては除外しています。